③　上記①に示す文書指示の回数が２回に達した場合、対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間（対象工事が２箇年以上にまたがる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。）、関東農政局管内の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

④　本工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記②と同様の措置を講ずる。

⑵1　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

⑵2　支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできないものとする。

⑵3　提出された申請書及び資料は、返却しない。

⑵4　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshitsugu Minagawa, Director General of Kanto Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : The Construction work of the Riprap Rehabilitation Works at Katsuuri Barrage in Kinugawa-nanbu National Project for Rehabilitation of Irrigation Facilities

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 A.M., 5 July, 2010

⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M., 23 August, 2010, in case of submission by document : 10 : 00 A.M., 24 August, 2010, in case of submission by mail : 5 : 00 P.M., 23 August, 2010

⑹　Contact point for tender documentation : Kiyotaka Yasui, First Technical Review Section, Design Division, Rural Infrastructure Department, Kanto Regional Agricultural Administration Office, 2―1 Shintoshin, Chuo-ku, Saitama city, Saitama prefecture 330―9722 Japan. TEL 048―740―0534

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年５月25日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長　富田　英治

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成22年度153号伊南バイパス１号橋ＰＣ上部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　長野県上伊那郡飯島町本郷

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝358m

７径間連続ＰＣラーメン箱桁橋

橋 長 Ｌ ＝ 358 m （48.95 ＋ 2@50.0＋３@52.0＋51.2m）

⑸　工期　平成24年９月28日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約4,100㎥、鉄筋　約690ｔ、ＰＣケーブル　約220ｔ

⑺　本工事は、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（標準型Ⅰ型）の試行工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑽　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑾　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。

また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

⑿　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⒀　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm参照）に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成８年度以降に元請けとして、㋐から㋒に掲げる基準をすべて満たす工事を施工した実績を有すること。なお、㋐から㋒は同一工事であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（乙型にあっては分担工事の実績に限る）。）。入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成８年度以降元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上のものとする。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。

㋑　橋梁形式がＰＣ連続箱桁橋の工事。

㋒　最大支間長が40m以上の工事。

⑸　下記３⑵①㋑に示す評価項目に対し、技術提案により施工する場合に提出する各々の技術提案（以下「技術提案書」という）、又は、標準案に基づいて施工する場合に提出する施工計画が、各々の評価項目に対する標準案（入札説明書参照）（以下「標準案」という）と同等以上であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成８年度以降に、上記⑷に掲げる工事の施工経験を有する者であること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。